

第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年11月26日 午前10時00分 招集
2. 令和3年12月14日 午前10時00分 開議
3. 令和3年12月14日 午後0時23分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	まちづくり課長	荒木仁
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	市民課長	森永智保
住環境課長	加藤勇二郎	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第1 発議第2号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
市長。

○市長（佐藤義興君） どうもおはようございます。

議会の冒頭、一般質問前の貴重な時間に発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。
ます。

さて、18歳以下への10万円相当の給付事業の件ですが、市でも以前から現金給付を検討しておりましたが、クーポンの取扱いについて、国の方向性も情報が混乱している状況でありました。その後、昨日の衆議院予算委員会での総理発言を受けて、阿蘇市といたしましては、市民の利便性を踏まえて、国の財源措置が確実であれば10万円の現金での一括給付を行いたいと思っております。まずは、議会に市の方向性を報告し、その後、関係機関及び市民各位に周知してまいります。

なお、予算については、国の方向性が詳細に明示されるまでにと数日かかるとおられます。今議会会期中での追加の予算措置については難しいため、専決処分に対応させていただきますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

〔「確認」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 17 番議員、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 市長、確認でございます。

予算措置で 10 万円は現金給付でいいということに決まったようですが、市としても方針としてそれでいいと思います。ただ、追加の 5 万円の分です。これは、先ほどおっしゃったように、年内に入ってくるのか。前の 5 万円を年内に給付するという事で市民の受給される方は分かっておられると思いますが、もしこれが間に合わなければ、来月に回してとかになるのではなかろうかと。そういうところは、いかがなものですか。その辺をしっかりとしないと、今後はそういうことをまた皆さんに知らせないといけないだろうから、その確認。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、国の財源措置が確実であれば 10 万円の現金での一括給付ということの方針としております。

なお、今の確認事項については事務的な問題を要すると思いますので、市民部長から発言させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今回の議会に、今、議員が言われたように、5 万円分の現金給付の予算を計上して、議決いただきました。まずは、その分について通知を出しております。残りの 5 万円分についても、今週中に専決を組めば年内に最初の 5 万円分と今回の 5 万円分を足した 10 万円分の一括給付というのが事務上も間に合いますので、それに向けて福祉課のほうで作業をして、追加の通知を出す予定としておりますので、事務的には間に合います。

○議長（湯浅正司君） 以上で終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

これより順次一般質問を許します。

12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） おはようございます。12 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、一般質問いたします。

コロナも、やや沈静化してきました。しかし、専門家からは第 6 波が早かれ遅かれ来るとの見解の中、半導体の受注生産で世界最大のシェアを占める台湾積体回路製造（TSMC）が 11 月 9 日、ソニーグループと共同で菊陽町に新工場を建設するとありました。当初の設備投資額は約 8,000 億円で、県内では過去に例のない規模の企業進出となります。約 1,500

人の新規雇用も見込んでおり、地元経済の底上げにも寄与しそうだというニュースが飛び込んできました。阿蘇市においても、ライフラインが整ったことにおいて、しっかりとした移住・定住者を増やす宅地開発をする努力は必要であり、また最大のチャンスだと思っております。

先日、新聞にて、阿蘇市は移住・定住促進に生かそうと、熊本都市圏に近い市西部の開発を進める。赤水に来年完成予定の市営団地 21 戸を皮切りに開発を進め、ベッドタウン化を狙う。住宅や商業施設の進出を促すため、市場調査を進める。市の空き家バンクは登録物件の増加に伴い、利用者も順調に伸びているとありました。

先週、観光移住体験ツアーを催し、積極的な対策をしているものと伺います。この先、どのような計画を進めているのか、お尋ねいたします。

今後の宅地開発について、お尋ねいたします。まず、1 番目に市営住宅の整備状況はどのようになっているか。現存の住宅で生活できる住宅は何戸あるのか。修理した場合、何戸になるのか。今後の計画をどのように進めているか。短期、中長期についての考えを御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） おはようございます。市営住宅関係につきまして回答させていただきます。

まず、現在保有しております市営住宅の戸数といたしましては、合計 859 戸になります。そのうち、平成 30 年に策定をいたしました公営住宅長寿命化計画におきまして、老朽化等に伴い、建て替え及び集約化し、公営住宅としての用途を廃止していくと位置づけた住宅が 15 住宅、319 戸ございます。この分は、退去によりまして空き室が生じても、今後新たな募集は行っておりませんが、ただ、現在 168 戸が入居中でございますので、この分を含めて、実質現在住める状況の戸数といたしましては、都合 708 戸ということになります。加えまして、現在建設中の赤水西住宅が 2 棟で 21 戸ということになります。修理した場合、何戸になるのかということでございますけれども、入居可能な分につきましてはすべて修繕維持を行っておりまして、現状修理しないと住めないという住宅はございません。ただ、多くの住宅が建設から年数が相当経過しておりまして、老朽化が進んでおりますので、修繕、管理費の支出が年々増加している状況でございます。また、先ほど申し上げました、建て替え、用途廃止計画の住宅につきましては、退去されれば、順次解体を計画して実施してまいりますけれども、入居されている間は当然修繕等を行いながら維持をやっていくということになっております。

これからの計画につきましては、既存住宅の集約化に伴う建て替え、それから維持管理による保全を行ってまいります。公営住宅の長寿命化計画を基本としながら、まずは、既存住宅の維持管理を行いながら、市営住宅の環境整備を行ってまいりますけれども、老朽化が進んで環境保全が困難な住宅につきましては、早めに移転、集約化を進めて、順次解体をしていきたいと考えているところでございます。建て替えにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在、赤水西住宅を建設中ございまして、本年度中には完成の予定でござい

す。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） よく分かりました。

市営住宅の環境整備について、よく聞かれるんです。住んでない市営の住宅で草が結構生い茂っているところもあるんですが、その草が生い茂っているところは住宅に住んでない部分もあるものですから、そういう管理は誰が草刈りをしたりするのでしょうか。どういう形で整備をやっていくわけですか。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） それぞれの住宅内の除草等の環境整備につきましては、入居者によって管理していただくことを基本ということにしております。ただ、最近、入居者の高齢化とか単身化が進んでおりまして、なかなか維持管理が思うようにならないという現状が生じているところでございます。ただ、解体後の更地ですとか、空き室の周辺とか、また入居者での対応が困難な部分につきましては、業者に委託をしたりとか、職員で作業を行ったりとか、除草、それから雑木の伐採とかいうことは、市のほうで対応しているところでございます。また、一部につきましては、地域の方々の御協力によりまして除草等をしていただいているところもございます。先ほど申し上げましたように、入居者の管理を基本としながらも、各住宅の実情に応じて、市のほうで対応していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 地域によって若い住民の方が増えているところが結構多いんです。その中で、まちづくりの一環として公園が必要だという声があります。この場所は、東京広化の前のあたり、古神3区というんですか、あのあたりのところで増えていて、やはり都会の中では公園の中で子どもをお母さん方が公園デビューというんですか、そういう中でいろいろなコミュニケーションを結構するところがあると思うんです。やっぱり若い人が増えてくると、そういう形の公園が必要だと思うんです。若い夫婦が住まれる地域には、子どもと安心して遊んだり、憩いの場になるような公共の場が必要だと思います。集落の共同の広場になると思います。また、防災避難の場所にもなり得ると思います。声として、先ほど言った場所のあたり、区長にも要望してあるということを知っていますが、宅地開発を進める地域にとって本当に必要不可欠だと思うんです。

2つの観点から御質問いたします。1つ目は移住・定住促進を促すまちづくり課からと、2つ目は宅地開発・都市開発を進めている住環境課の考えを御答弁ください。まずは、宅地開発・都市開発を進めている住環境課からお願いします。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） まちづくりの一環としての公園整備ということで、私からまずお答えをさせていただきます。

地域における公園ということですが、それにつきましては、憩いの場、それからコミュニケーションの場、遊びの場、運動の場、また避難場所など様々な機能を有していると思いますし、地域における生活環境として非常に重要なものと私どもも認識をしているとこ

ろでございます。市としましては、豊かな暮らしを実感できる安心・安全なまちづくりというところで進めておりますけれども、今のところ具体的な公園整備につきましてはございませんので、今後検討していきたいと考えているところでございます。地域の公園整備に関しましては、その役割ですとか、目的、機能によって様々なメニューもございます。それによって担当課も変わってまいりますけれども、全庁的に連携しながら、公園整備については検討していきたいと考えているところでございます。おっしゃいました、かんぼの宿付近につきましては、少し遠くなりますけれども、現状、一の宮運動公園がございますので、まずはそちらのほうを御利用いただければと考えております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。まちづくり課から御回答させていただきます。

まちづくり課としましては、今、私たちは移住・定住という形になります。御質問の古神周辺については、民間の方たちの宅地開発が進む中、なかなか総合的な計画が立たない場所になっておりますので、その中に公園をどう入れ込むかについては課題があるのかなと思っております。まちづくり課としましては、できるだけ多くの方たちに楽しんでいただける形として、大型遊具を有しますあそびバであったり、農村公園あびか、また一の宮運動公園等に公園が併設されておりますので、取りあえずは、そちらのほうを活用していただければと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 地域、地域によって、そういった中で若い人が増えてくるところはやっぱり多くなってくると思うんです。地域の中で増えてきた箇所には、そういった公園的な形の子どもたちが伸び伸びと遊べる場所が必要だと思うんです。今後、そういう中でしっかりとした計画を立てていって、人口を増やすようなことをやっていただきたいと思えます。何か答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 先ほど住環境課長も御回答しましたけれど、やはり地域、目的等によって、つくり方が変わってくるかと思っております。今後、宅地開発、造成等が行われる場合についても、私たちの課、また関係各課と連携しながら、そういった整備ができるように努めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 続きまして、やはり古神 2 区では乗合タクシーの補助はありません。理由は、循環バスが通っているからだということです。しかし、ダイワハウスに住まれている高齢者は、バスに乗るのにバス停が遠いため、不便であるとの声があります。利用度によって停まる場所を変えることはできないのか。その路線の乗車率はどうか。乗合タクシーに変えられないのか。政策防災課の御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） おはようございます。

御質問いただきましたダイワハウスの阿蘇一の宮リゾートは、古神3区になります。ダイワハウスにつきましては、公共交通機関がない地域に該当するため、平成27年4月から乗合タクシーの乗り入れを行っております。火曜・木曜の週2日、1日の便数は、午前2便、午後2便の4便の運行を行っております。

本年11月17日に市内3社のタクシー事業者との利便性向上に向けた話し合いを行っております。利用者の実情や要望に合わせた運行計画や時刻設定などについては、利便性向上についてはまだまだというところもございますので、今後、便利で利用しやすい公共交通機関として協働して話し合いを進めるということをお約束いただいているところです。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） バスが通っていても、そういった中で便が2便ぐらいしかない。また、バス停が遠いから、なかなかそのバス停まで行けないという声を聞きますので、その辺のところ、循環バスが通っていても、バスの利用度がそういう形で何もない。そういう声を聞きながら、しっかり対応をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 古神2区と3区につきましては、路線バスの境と乗合タクシーの境が微妙に近いところで利用者にとって判断が難しいところでもあります。実情に合わせて、乗合タクシーと路線バスのより効果的な内容を検討してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） よろしくどうぞお願いしておきます。

続きまして、先日、まちづくり課のほうで、先ほどもありました観光移住体験ツアーということをやっておられました。その辺の実績をお尋ねいたします。この取組は、まちづくり課の移住・定住を推進する意欲が本当にうかがえると思います。先日の熊日県北版にも記載されておりました。このように前向きに少しずつ前進する取組が必要だと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、観光移住体験ツアーの実績について御説明申し上げます。

この事業については、今回が初めての取組で、阿蘇での暮らしを体験するという形で、今回、観光移住体験ツアーというものを計画し、実施させていただきました。10月末から募集を行いまして、新聞、ウェブ、空き家バンク利用登録者の方々にチラシ等を配布し、周知をして、募集を行いました。募集の結果、多くの地域からの応募がありました。東京、大阪、愛知、兵庫、三重、福岡、長崎、熊本市内の方から応募がございまして、結果としましては、当日のキャンセルも出ましたけれども、8組10名の方々の参加になりました。行程としましては、1日目につきましては、阿蘇市内の観光の場所、または空き家を購入され先に移住された方の紹介、あとは町並み関係を御案内させていただきました。2日目については、トンネル等も開通いたしましたので、私たちの生活圏内でもあります大津町、菊陽町、熊本市というところを紹介させていただきました。仕事に関すること、または空き家の物件、さら

には歴史的な部分についてかなり参加された方から御質問を受けて、その都度回答させていただきます。

参加された方についても、非常にこういったツアー的に地域を回り、特に自分の車で回ることによって距離感も分かったし、仮に大津町、菊陽町で仕事に就いても、阿蘇からこれだったら通えるんだと、体感できたということで非常に好評でございましたので、今後もできるだけ計画も進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） インフラ整備も整い、阿蘇市は魅力あるまちであると思います。なかなか企業誘致に関しては、努力していると思いますが進まない状況です。移住・定住、宅地開発において人口増の取組を考えていただきたいと思います。また、住みよい、住んでみたいと希望を持てるまちづくりの推進をお願いして、これを終わります。ありがとうございました。

続きまして、ヤングケアラーについての取組をお尋ねいたします。今、参考資料として、ヤングケアラーはこんな子どもたちですという形で配付しておりますが、市の現状は、今後の対策をどのように考えるか、御答弁いただきます。

家族の世話や家事をするヤングケアラーについて、自治体による実態調査が広がりつつあります。自治体の中には、国が昨年度実施した全国調査では対象外だった小学生を含めているところもあります。地域ごとの実情把握に加えて、調査を通じて、子どもたち自身がヤングケアラーについて知る機会になることを期待する声もあります。国が昨年度実施した初の全国調査は、中高生が対象、およそ20人に1人がヤングケアラーという結果が今年4月に公表されました。厚生労働省は、来年度予算の概算要求で実態調査をする自治体への補助事業を計画しており、調査をする自治体は広がりそうだと聞いております。

ヤングケアラーの子どもは、以下のような問題点を抱えています。1に、学業に時間を割くことができず、学力への影響が懸念される。2に、また部活動や友だちと遊ぶ時間が奪われ、交友関係が築けず、孤独を感じる子どもたちが出てくることも問題です。3に、家にこもる時間が増えれば、体力や健康への不安も出てくるでしょう。そのほか、障害を抱える家族によって、家の片づけが十分できず、体調を崩してしまうケースもあります。さらに、介護の負担が進路に影響するケースもあります。そもそも勉強する時間が取れない、金銭的な負担から労働せざるを得ないなどの理由で進路を制限されてしまう事例も出てきています。

国に求める支援については、この問題は教育と福祉のエアポケットにはまり、縦割りの制度ではできなかったもので、包括的な法制度を早急に検討する必要があると考えます。まず、教育課の考えとして、現状と対策を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。教育課からただ今の御質問にお答えしたいと思います。

ヤングケアラーということで資料を配付いただきましたけれども、法令上には定義はございませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事とか家庭の世話を日常的に子ども

さんがやっていることだと認識しております。

実態を把握するために熊本県におきまして、県内の中学2年生、それから高校2年生を対象とした中高生の生活実態調査が本年9月に行われております。現時点では未公表でございます。また、市においても独自の調査をしております、学校において把握している児童生徒の調査を行っております。結果においては、兄弟姉妹の世話をしております児童生徒が1名確認をされている状況でございます。

対策といたしましては、阿蘇市においてもゼロではないということで、今後も継続して教職員等の理解の促進、意識啓発を行うことで、学校においても積極的な現状把握につなげてまいりたいと考えております。また、県の教育委員会配置のスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を行ってまいりまして、市の関係課、それから県等の関係機関にもつなぎまして、今後の支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 今1名ということですね。食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにも兄弟の保育園の送迎をしたり、祖父母の介護、見守りをしたりと多岐にわたるわけですね。世話にかけている時間は、平均で1日、中学生が4時間ぐらい、高校生が3.8時間ぐらいと調査では聞いております。1日7時間以上を費やしている生徒が1割を超えているようです。相談した経験がないという生徒が中高生の6割を超えているということです。誰かに相談するほどの悩みではないからという理由が多く、相談しても状況が変わらぬと思えないという回答が多いということです。政府でも、ヤングケアラーは表面化しにくい構造になっていて、支援を検討するに当たっても、その実態を把握することが大事だと聞いております。だから、やはり地方行政は現状把握が大事だと思うんです。その辺のところを積極的な形で、ヤングケアラーの相談がないかも分からないけれど、やはりアンテナを張って、しっかりと見守っていただきたいと思います。この辺のところ、教育長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、今、議員御指摘のとおり、全国的にも、そしてまたいろんな学校におきましても、改めて子どもたちの実情、家庭状況等の把握の必要性を感じております。なかなか自分自身がそういう状況にあるということが理解できていない子どもたちがいるんだということも、私たち自身がしっかり把握しながら、そしてまた学校のほうでも研修と啓発を進めてまいりたいと思います。阿蘇市の校長会におきましても、5月20日の阿蘇市の校長会でヤングケアラーについての実態状況等についても十分把握をするように指導、指示もしておりますし、それを踏まえて、引き続き各学校におきましてもこの問題につきましても研修等も深めてまいりたいと思っております。まずは把握し、そしてまた実態状況をしっかり持つ、そしてまたこういう状況への対応を広くこれからも啓発していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） どうもありがとうございました。

やはりヤングケアラーの取組問題としては、教育課と福祉課との連携が必要になってきます。ヤングケアラーという言葉が浸透していない中で、自分が該当すると理解していない子どもが多く、本当はもっといるのではないかと考える必要があり、氷山の一角ではないかと危惧する専門家も多いと聞いております。その上で、問題の背景には、子どもだけでなく、親などが抱える家庭の大変さがあるため、教育と福祉の連携が必須となり、学校や福祉の専門職の人たちが子どもの理解者となってケアの負担などについて話を聞くことが大切で、子ども食堂や学習支援の活動の場の中で、ヤングケアラーの視点を持って子どもたちを見てほしいと専門家は話しております。福祉課としての答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えします。

議員がおっしゃられたとおり、やはり把握上の課題というのがございます。ヤングケアラー自体の概念が浸透していないことや、お手伝いなど、これまでの慣習の認識と判断、それに家庭内の事象ということで、なかなか外に伝わりにくいという部分があると思います。その中で、いざ支援が必要なケースが把握された場合は、要保護児童対策協議会、こちらにおいて他機関と連携して、検討、支援等の対応をする流れとなります。

現在の支援策として、ヤングケアラーに特化した支援策というのはまだ出されておられませんけれども、今後、家事や家族の世話の負担軽減につながる既存の事業がございますので、支援が必要と見込まれる御家庭には御案内をさせていただきたいと思っております。

今後も、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、さらに関係機関、関係各課との連携を密にし、ヤングケアラーを含めた支援が必要な子どもたちの早期の情報把握に努め、対応するとともに、国の施策等にも注視していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） これからも国の対策ですね、やっぱりしっかりと取り組まないといけない問題だと思います。よろしく願いしておきます。

次に、おくやみコーナーの設置について伺います。令和元年 9 月議会、令和 2 年 12 月議会で質問いたしました。この問題は、今回で 3 回目になります。

市区役所や町村役場にこうした遺族専用コーナーが誕生する動きは 5 年前から活発化しています。第 1 号は 2016 年 5 月に大分県別府市が設けたおくやみコーナーと言われており、2017 年には三重県松阪市、2018 年には大和市などが同種のコーナーをつくるようになりました。2019 年までには全国で 16 を超えるほどでしたが、2020 年には 169 自治体まで急増し、北方領土を除く全国の市町村と特別区の総数は 1,718 ですから、実に 1 割の自治体が導入していることとなります。

ワンストップ手続で市民の利便性を高めていくことについては、転出、転入や市内での引越しの手続の場合、窓口、外国人対応窓口を設けるなど、様々な例がありますが、その中

に全国的に注目されているおくやみコーナーを設置してはどうかという声が多くあります。終活という言葉やエンディングノートなども話題になるこの頃ですが、死は予期することができず、そう簡単に前もって準備できるものではありません。残される者にとって、突然の悲しみや精神的な負担の中で様々な手続に追われることとなります。また、近年では手続をされる御遺族が高齢となる場合や遠方に住まわれているケースなど、手続の負担がクローズアップされ、死亡届を出した後に必要な手続を一元的に受けるおくやみコーナーを設ける自治体が出ています。

内閣官房 I T 総合戦略室においても、死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策の研究が昨年から行われています。国として省略できる手続がないかとの見直しに向けた整備が行われているところで、自治体のおくやみコーナー導入に向けた支援も検討されています。

昨年 12 月議会で一般質問をさせていただいた際、おくやみだけに限りますが、職員も今後大幅な増員ということは見込めない。業務効率の観点からも、住民異動等も含めたおくやみコーナー、そうしたワンストップの窓口を考える。それから、窓口のフロントオフィスの部分とバックオフィスの部分を切り離して、フロントオフィスの部分を外部委託によって対応している自治体も全国にある。そういった他市の導入状況を見ながら、総合的な判断が必要であるとの答弁でした。内牧支所、波野支所ではワンストップサービスが行われている。今後は市民に寄り添った対応ができるよう、議論、検討を進めていくということでした。

予約制、できることからしていけばよいと思いますが、こういった流れの中で本市としても、死亡届を出した後の手続が高齢の方でも分かりやすくスムーズに行われるよう、おくやみコーナーという場所を設けて対応していく必要があると考えますが、どうお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

おくやみコーナーにつきましては、議員から昨年の 12 月も御質問いただき、その際にも御答弁させていただいております。死亡届につきましては、市民課が窓口となり受け付けるんですけども、死亡届の後の各種の手続については、先ほど議員がおっしゃいました内閣官房の I T 戦略室等において 67 の死亡に関する届出等の手続があると言われていたところでございます。

そういった状況も鑑みまして、来年 4 月組織再編にも我々行革の本部の中で検討していく機会もございましたので、その際にも、議員から御提案のあったおくやみコーナーも検討させていただいたところでございます。そういったところで、今見てみますと、阿蘇市の死亡の件数、市内全域で大体例年 400 件ほどが死亡届が出てきている状況でございます。この半数が内牧、波野の各支所で手続されており、残り半分の 200 件ほどが、本庁側に来ているという状況でございます。そうしますと、年間 200 日ほどの開庁日で割ると平均 1 日 1 件という手続になってまいります。ここを鑑みましましたときに、専門の担当のおくやみの窓口 1 人を専任でつけることは非常に効率が悪いところもございます。また、おくやみに限らず、ワン

ストップの総合的な窓口を設けることにしましたときには、以前、ほかの議員の方々からの一般質問の答弁でもお答えさせていただいたところですが、なかなか市の執務スペースも限られており、職員のマンパワーも増やすことができないという状況もございまして、今は難しいところです。また、御提案のありました事前の予約制も、ほかの自治体でも導入事例もあるということで、いろんなところの状況を見てみましたときに、各課の担当者がスケジュール立てて、そういったところに赴くことも検討させていただいたところですが、やはり各案件ごとの時間確保も難しい部分もございまして、今回の組織再編等に向けて、そういった組織体制を取るのには現状困難であるという結論に至っており、今回見送らせていただいたところでございます。

市民課の窓口では受付をした際に、死亡に際して関係する課がこれだけありますといった死亡届の手続を示したものを届けに来られた方にお渡しする流れになっておりまして、そういったものをまた充実させたいと思っております。また、議員からもお話がありました、国からおくやみの支援ナビというものも示されてきております。そういったところも、まず見させていただきながら、遺族の方がよりスムーズに手続を終えられるよう、各課連携した対応を今後とも続けさせていただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 市の状況はよく分かります。

本当に市民の一つの声ですから、そういった中で、高齢化になってきた中で、やっぱりワンストップサービスでしっかりと対応してほしいと。そういう場に出くわしたときになかなか前に進んでいかないものですから、市民に優しい行政であっていただきたいと思っております。今後の形で、また対応をよろしくどうぞお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 12番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

続きまして、18番議員、田中則次君の一般質問を許します。

田中則次君。

○18番（田中則次君） おはようございます。18番議員、田中でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、市の遊休地ということで取り上げさせていただきました。合併前からのもの、そしてまた合併してからのもの、それぞれでございます。例えば、いこいの村とか、畜協跡地とか、それと学校施設、それに恐らくまた後で質問があるかと思っておりますけれど、ひのくに会館とか、いろいろあるかと思っておりますが、今日は畜協跡地に特化してお尋ねしたいと思っております。先ほど森元議員からもお話がありました、地域の実情的なことも含めてお尋ねしたいと思います。

畜協跡地について、まず現況をどういうふう把握されているか、お尋ねします。どなたか、御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

畜協跡地につきましては、平成24年度に多目的広場としまして敷地内の段差解消を主と

して暫定的・簡易的な整地工事をする計画ではございましたが、施工中に発生しました九州北部豪雨災害により工事中断を余儀なくされまして、その後の平成 28 年熊本地震も含め、二度にわたり災害廃棄物仮置場として、やむを得ず緊急的に利用してきた経緯がございます。

また、管理の状況につきましては、これまでイベント等で貸し出す際に、主催者の方をお願いして草刈り等を行ってもらっておりましたけれども、近年はイベント利用が減り、部分的に市職員で草刈り等の環境整備を行ってきております。しかしながら、敷地面積が約 4 ヘクタールと広大でございまして、管理が追いつかない、行き届いていない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今、財政課長から説明があったとおりでございます。合併してから、水害がある前に質問して、そして、先ほど森元議員からございましたが、地域の憩いの場とか、そういうものを目的として芝張り工事まで、土地開発公社でしたか、そういう中で面積の 3 分の 1 ぐらいの施設をつくっていただきました。そして、今おっしゃいましたように水害、そして震災ということで廃棄物置場ということで、その後そのままなんです。そして、現在も言われるように管理が行き届いているかという問題になりますと、雑草は生えて、そして周囲の木々はうっ蒼としてということで、そして今は立入禁止ですよ。西から、そして北から、そして南側 2 か所、1 か所は潰れたような状況ですけど、そういう状況で、やっぱり地域の環境として非常によくない。そういうことを考えるとき、これは後から言いますけれど、今、企業誘致であるとか、何らかのそういう施設に利用したりとかいう話がございますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 相次ぐ未曾有の災害後の利活用を緊急的・優先的に行ってききましたので、利用計画が現実的には進んでおりませんが、このままというわけには当然いきませんので、コロナの状況、それから社会経済状況あたりを見ながらになりますけれども、有事の際に活用できるスペースといたしまして簡単な公園化も視野に入れていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今、簡単な公園化ということでお話が出ましたので、期待を込めておりますけれど。ここ数年、宮地の南のほう、いわゆる古神を中心として、分区、そして西区まで、異臭問題からクラスター問題、ネガティブな話が非常に多かったです。そういう地域の中で、今御案内のように大阿蘇病院から向こうのほう、非常に個人の住宅も立ち並んでおります。そういう中には、先ほどお話が森元議員からもありましたが、子どもさん、そして高齢者の方もおり、そして、先ほどの答弁の中で運動公園があるじゃないかという話がありました。地域の感覚というのは、運動公園というところは、要するに古神 1 区もしくは分区のほうに、そういう感覚になっているんです。地域の感覚的にですよ。それと、西区を中心に古神 2 区、古神 3 区、そして町区、北区もかもしれない。その辺になると、非常にそういう場がない。そうすると、地元の子どもさんたちをお持ちの方は、非常に遊び場に困

ると。それと、お年寄りも、今散歩されているんですけど、公道を散歩されているんです。仙酔峡道路を通るとか、農免道路とか、そういうことがありますので、先ほど財政課長が言われましたように、面積を特定することもできませんけれど、できれば何らかの形で遊具を備え簡単な芝を張っていただいて、公園化をしていただきたいと。それと、結局、災害時のそういうことも必要であります。結局、将来的には企業誘致の問題も出てくるかもしれない。その辺を勘案して、面積はどれだけとか言わないけれど、その辺のことも、今後、市長の英断を持って考えていただきたいと思っているわけです。

それと、今、外観、非常に東岳川沿いの生い茂った木とか、雑木と言ったらおかしいけれど、そういう木々に対しての管理が非常に行き届かないわけです。そうすると、外灯の障害にもなっている。その辺の考え方をどういうふうに思っておられるか、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 議員が言われるとおり、古神の1、2、3区の人口につきましては、平成25年から比較しますと120人増えておりますし、平成5年から比較しますと500人以上増えているということで、非常に人口が増えて、交流の場が必要という部分は理解しているところでございます。畜協跡地の環境整備、それから面積の問題も御指摘いただきました。今後、財政状況、社会経済状況等を見ながら、公園整備については検討をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 公園化というか、いわゆる芝を張ったり、多少の遊具を置いていただければと、それと散歩できればという考え方で、具体的には行政のほうで考えてほしいと思っております。

それと、私は、今、畜協跡地ということで特化して申し上げましたけれど、いこいの村、それと今の畜協跡地もですね、学校跡地施設、それにひのくに会館、それにいろいろございましょうけれど、市の遊休地に対して行政が無頓着になっているということじゃないと思うんですけど、プロジェクトチームとか、そういう検討チームをつくって、やっぱり積極的に何らかの活用方法を見いだせるような方策はできないかという考え方を持っておりますけれど、財政課長、いかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 市全体の遊休地の所管課は政策防災課になりますけれども、遊休地の活用といたしましては、実際、庁舎内の検討会がございまして、その中で検討を進めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） そういうチームがあるんですしたら、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。政策防災課長、何らかの話がございましてか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） これまで利活用検討委員会でそれなりの答えが出ているかという、出ておりません。検討委員会の在り方もですけど、また施設ごと、敷地ごと、

財産ごとに活用状況も違う中、様々な検討案等があると思いますが、大きく話が進むような協議を行うべきでありますし、行う方向で考えたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 畜協跡地については今そういう答弁をいただきましたし、全体的なことについても行政の中で積極的に取り組んでほしいと思って、提案を申し上げたいと思います。この質問は、これで終わります。

次に、工事発注に伴う工事変更の在り方についてということで質問をしておきました。9月の議会では、赤水西団地の設計変更について様々な質問、そして意見が出されました。そして、議案第65号、議案第66号に対しては賛同を得られなかったという方々もおいででございます。そこで、行政の取るべき対応ということで確認をいたしたいと思います。

工事の変更は、まず予期せぬ事態の発生、それと工事概要の数量の変更、それと急激な材料の高騰、そういうものが主だと思いますけれど、急激な材料の高騰というのは、昭和50年だったと思うんですけれど、インフレーションによりまして非常に高騰した時期がありました。そして、工期が、例えば100日だとしたら、50日たっていたら、工事の進捗によって、その分の変更を国交省あたりが認めたことがあるんです。地方自治体はどうだったか知らないけれど、そういうこともございました。変更の要素というのはその辺にあると思いますけれど、そういうことでようございますか。どなたか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えいたします。

工事現場におきましては、地質や湧水など現場の多様な条件から、設計書に示した施工条件と実際の現場が一致しない場合がございます。また、資材高騰によりまして設計単価の見直し、また気象状況の急激な変化など、施工途中での想定外の内容変更が生じることがございます。例えば、道路舗装工事の場合におきましては、まず既存の路面を剥ぎ取り、撤去いたします。その舗装厚みにつきましては、基本的には4センチですが、それを超える場合がしばしばございます。その場合、アスファルトガラや産廃処理経費を増額する必要が生じることになります。また、河川の維持工事に関しましては、実際、川の中にたまっている土砂をしゅんせつする場合の土量が想定以上になるという場合もしばしばございます。このように事前の調査や設計段階で正確に把握することが困難な場合に、やむを得ず変更手続を取らせていただいております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今、部長が言われたのは、要するにいわゆる数量の変更に当たるといいます。それで、今までも大なり小なりの変更は必然的に行われてきました。当然発注されたら、変更はあって、できるものかという意見もあるかもしれませんが、私の経験上、恐らく98%か99%は変更の対象になっていると。大なり小なり大きな金額ということではなくても、特に建物物件だけでいうなら、要するにこの前から話がある病院、それに阿蘇中学校、そして阿蘇西小学校、今回の赤水団地ということになります。病院、阿蘇中学校は地層により支持杭の問題、阿蘇西小学校においては同じく地層による転石の問題、今回は

赤水の土壌が主で地層問題も含まれると、そういうことの変更だと思っておりますが、間違いございませんか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） これまでの経過につきましては、概ねそのとおりと認識しております。特に今回の赤水西団地につきましては、土壌改良、それに特殊な地層によります支持杭の延長が必要になったための変更でございました。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 阿蘇地域は、非常に土地柄によって、赤水地区、それに国道212号から西の地区、それに役犬原地区、それとか病院の近くの問題とか、一番安定しているのは波野なんです。波野地区は土壌しかないから、一般的な、要するに火山灰土壌で、あと下は恐らく石はほとんどないという考え方だと思っておりますけれど。そういう中で、すべて予期せぬ変更にあたると思っておりますが、大切なことは行政がどれだけ現場を把握できているのか。そして、発注をする前には、私らが考える、行政の方もそういう思いでおられると思っております。どこにつくるからどうだと。例えば、今度は南住宅があるから、南住宅はどうだろうか。恐らく転石が出はしないかとかいう問題があると思っております。そして、試験杭をすると。試験杭は非常に1本高いですね。60万円ぐらいかかる。そうすると、それも面積について、例えば100平米当たり何本とか、設計に携わる段階で決められている。そういうときに、結果的に、先ほど言いますような変更の対象となってくる。そういうことが発注時点から分かるのであれば、立案から発注に至るまでのプロセス、その辺と、当然、設計会社も分からないわけです。あそこは役所から指示された分だけしか、そういうことはしない。そうすると、それだけのものを、はい、十分にやりましたと。結果的に、そういう状況でしたというものが予期せぬ事態。ところが、予期せぬ事態であるかということ、そう一概に言えるものじゃないと思うんです。先ほど言いますように、行政が気をつけないといけなところもあるだろうし、業者は特に質問は出さないですね。こうありますけれど。赤水みたいに杭打ち機も入っていかないような状況だったと。杭打ち機が入っていったら、倒れかかったとかいう状況の地盤で、ぶあんぶあんしていたとかいう状況がございますので、そういうことが当然今後も予期されるとするならば、議会の契約の承認を得るときに、行政は議会に対して、私はあまりその辺はあれじゃないけれど、この前みたいな議論が出るという過程を想像したときに、契約の承認のときに、実は現状が我々にはこういう把握はできませんと。ですから、ひょっとしたら変更があるかもしれませんと。予期せぬ変更ですよ。数量の変更については当然のことですから、釘1本たりとも変更は変更です。その辺は理解しているんです。だから、その辺を行政が議会に対して理解を求める必要がございませんかということです。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） まず、今回、赤水西団地のときに杭を打設する機械があるんですけど、杭打ち機の重量が36トンございました。そのような重量のある機械を支えるほど堅固な地盤、硬い地盤ではございませんでした。また、着工した後に、1工区と2工区間の地下に湧水が発見されました。その影響も少なからずあったものと思われま

につきましては、事前のボーリング調査、またその後の設計段階でも把握できなかったという意味では予期せぬ変更に当たるものと思っております。このような土地につきまして、今後また建設の予定がございましたら、やはり調査をより確実にするために調査本数を増やすなりしていかなければならないと思っております。

工事発注のプロセスといたしましては、実施設計の早い段階で地質調査を実施して、規模に応じた地盤改良の是非なりを設計に反映することとなりますが、これまでの阿蘇市の実績である過去の大型建築物についての情報は、設計会社に当然提供はさせていただいております。ただし、今回このようになったことにつきましては真摯に受け止めておりますし、今後こういった想定外の事態についてもやはり予見できないものと諦めず、あらゆる視点での事前調査の徹底に努めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 非常に優秀な答弁が出てきましたけれど、要は議会で賛同を得られないということに対して、私は行政に言いたいんです。結局賛同を得られるような心の準備、そういうことがプロセスとして行われましたか、そういうことを気をつけていただけませんかということを行政の方に申し上げているわけです。だから、その辺を十分注意をした上で、これから先もあるであろう予期せぬ変更、予期せぬ変更だけです。だから、先ほど言われました舗装の厚さが変わったとか、そういうことは数量の変更でどうでもなるんですから、そういうことは当然のこと。だから、予期せぬ変更の予知と、その辺の予知ができないであろうものならば、契約の時点で議会にその説明をしておいてくださいということです。そういうことを考慮して、行政の進め方をお願いできますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（藤田浩司君） これからも予期せぬ事態というものは発生すると思われま。今まで以上に慎重に事前の現地調査を十分に図りながら、透明性を持った変更手続きに努めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 18番議員、田中則次君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、11時25分から再開いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、10番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 10 番議員、菅でございます。通告書に沿って 2 点質問するわけですが、質問の要旨が 1、2 ありますが、2 のほうから先に質問していきたいと思っておりますので、関係部局の答弁者の皆さん、よろしく願いしておきます。最初に、2 の旧公立学校共済組合阿蘇保養所のひのくに会館の用地利用についてということでお伺いいたします。

まず、質問する前に、ひのくに会館跡地利用の私の構想は、宅地分譲し、移住・定住を促し、少しでも人口減少を食い止める。そのためには、解体工事費や造成、また、ひのくに会館を購入した費用等々、多額の経費がかかるわけですが、これを補うために、分譲の収入、また分譲した後の税込、また過疎化対策を利用すれば、市の財源を少しでも使わず、定住化を進めることにより、市が活性化し、経済効果も生まれ、特に建築業でございますが、今疲弊している建築業も潤うのではないかと考えております。また、隣接する肥後銀行の保養所跡地でございますが、ここも相談して民間活力により造成されれば、一つの小さな町、ミニニュータウンが生まれるのではないかと想定し、質問いたします。

それでは、この施設は、平成 23 年度の東日本大震災の災害により罹災した被災者に対する支援事業を目的として 3,000 万円で購入し、収益を目的とする利権の設定をしてはならない。また、引渡しの日から 5 年は、本物件の売買、贈与等の所有権移転はできないとあります。本物件は、東日本大震災より 10 年以上経過しております。役目を終えたものだと思っております。そこで、維持管理されている内牧支所長、今日お見えになっておりますが、ひのくに会館跡地を管理されていると思っておりますが、どのような状態であるかをお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 内牧支所長。

○内牧支所長（加来隆浩君） 現状につきましてお答えさせていただきます。

以前、一般質問の中でも御回答申し上げましたけれども、内牧支所では草刈りなどの日常的な管理を行っております。そのため、私も敷地内及び施設の中の現状を確認させていただいておりますけれども、感想としましては、外から見た目以上に傷みが激しいと感じております。これにつきましては、経年劣化のほかに、平成 24 年の九州北部豪雨及び平成 28 年の熊本地震の影響も関係していると思われまます。平成 24 年の九州北部豪雨では、施設の 1 階部分が浸水をし、泥土が堆積しましたので、撤去作業を実施しまして、ある程度は取り除かれております。しかしながら、特に状況のひどかった西側の棟につきましては、撤去しきれずに、また平らな陸屋根の防水シートが破損していることから、その部分から雨漏りが発生し、水分がこの室内に入り込みまして、現在はこの室内には大きな雑草が生えているという状況でございます。また、2 階と 3 階の宿泊部分につきましては、この雨漏りによりまして、一部天井が欠落したり、また畳にはカビが生えて傷んでいるような状況が見受けられます。このほか、現状としましては、壁の剥離であるとか、窓ガラスの破損も数多く確認しております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 支所長、ありがとうございました。

昨日、私も現地を見てまいりました。現地を見たとき、阿蘇広域消防本部のレンジャーの方々が屋上から訓練をされておりました。月何回かの訓練をするということでお伺いし、その内容を見ていましたところ頼もしく思えて、レンジャーの方々と話をした後に、この管内に入ったわけですが、今、支所長がおっしゃったように、水分を含んだ屋根が落ち、床はめくれて、壁紙などは剥がれておりました。この建物を再利用することはとても考えられないような状況でございましたので、今後に向け、この土地の特性や利便性などを引き出せるような利活用を図らなければならない時期が来ていると思っております。また、この公用地活用に伴う検討委員会の中でも議論されていると思いますが、何か具体的な利活用、また提案を本市で考えられているのか、担当課にお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。

この施設につきましては、まず内牧の中心に位置しているということもございます。これまでも利用計画などの検討がなされましたが、相次ぐ災害や新型コロナウイルス感染症拡大等もありまして、結果的には結論に至っておりません。議員が言われましたように、現地は敷地内に泉源も有しております。立地上も将来のまちづくりを考える上では有益な場所でもございます。もともとこの施設につきましては、事業実施を目的として購入した用地ではございませんので、売却なども視野に入れて、民間からの提案を求めるプロポーザル方式を取り入れるなど、地域の活性化につながり、また将来の阿蘇市にとりましてもより有益となるような、しかるべき時期に判断ができればと考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 政策防災課長、また後でお伺いいたします。

そこで、提案ですが、例えば建物が建っている土地とマウンテンバイクのコースとして使用している土地、合計6,836平米、坪に直すと2,071坪あります。分譲すると想定した場合、買い物や交通の利便性がよく、景観もとても優れたいい土地でございます。また、近くに小中学校があることで子育て環境も優れていることから、若い世代の中でも内牧に住んでみたいという声がよく聞こえております。ある程度この土地の利便性がよいということで、ニーズも多々あるかと思えます。ただ、平成24年の九州北部豪雨災害で浸水していることから盛土などが必要になると考えますが、盛土などは砂防堰堤工事等の残土を利用すれば経費も削減できるのではと思っております。

そこで、具体的に販売価格を自分なりに調査しました。「全国地価マップ」を検索すると、全国の公的土地評価の情報が閲覧できます。ひのくに会館周辺の固定資産税の路線価格を調べてみましたところ、平米9,036円の土地が4,692平米、坪にすると1,421坪、また場所によって価格が違っておまして、平米1万94円の土地が2,143平米、約649坪、1坪当たり3万3,316円。実際の価格とは大きく異なると思いますが、販売価格を計算した場合、約6,400万円になります。また、1区画100坪で分譲した場合、最低でも16区画は分譲が可能です。大津町、菊陽町では考えられない価格と坪数でございます。

ただ、分譲をする場合、問題なのが建物を壊さなければなりません。建物の保養所、宿舎

の合計が3,258平米あります。私の聞いたところによりますと、専門家の見積もりではありませんが、調べてみましたところ、平米で2.5万円かかるということで、8,100万円程度解体費用が粗でかかるような感じがしております。また、これに盛土、造成をすれば、1億円を優に超えます。それに、購入費3,000万円を加えると、やがて1億3,000万円以上、粗でございしますが、総経費がかかると思っております。

しかし、造成して、すぐに家を建てられるとなれば、今、成川地区等に造成して、家が建っておりますが、やはりあの辺も農振を外すのに大変苦勞されておられるようでございます。しかし、ここは宅地ということで、造成して、すぐに家を建てられるということであれば、坪単価は5万円と言わないんじゃないかと思えます。5万円として、1,600坪掛ける5万円で8,000万円程度の収入といえますか、売った場合、そのくらい収入があるのではないかと計算しているところでございますが、どう計算しても、分譲した収益よりも解体工事や造成などの工事費が高くなりますが、そこで、税務課長にお尋ねいたします。16区画と想定して、1区画が100坪で、家屋が120平米の場合、平均だと思いますが、どの程度の課税収入があるのか、お伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

旧ひのくに会館跡地を16軒に分譲し、住家が建設された場合の固定資産税収入の試算ということでございますが、まず、今、市議から御発言がありましたとおり、1軒当たり土地が100坪、家屋が延床面積120平米で平均的な区画ということ仮定いたしまして、固定資産税が新築軽減等がございますけれども、そういったものを含めて10年間の平均で試算いたしますと年間160万円ほどの税収になるのではないかと見込んでおります。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） ありがとうございます。

年間約160万円程度の税収があるということでございますが、10年間に見れば1,600万円はあるわけでございます。このままの状態でも何もしないよりは、総合的なことを検討する価値があると思えますが、この提案を移住・定住化に向けてどう思われますか、まちづくり課にお尋ねしたいと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 失礼します。

ひのくに会館跡地を移住・定住、住宅化という御提案かと思えます。ひのくに会館の場所については、先ほど市議も言われましたように、隣接しているところに肥後銀行さんの土地があります。また、場所も内牧の中心部ということもありまして、泉源が付いているということもあって、移住・定住の住宅に対しての売却がいいのかというのは、正直言ひまして、私として一番それが最適かはなかなか答えづらいところでございます。内牧の中心部になりますので、やはり場所から考えた場合に、住宅がいいのか、商業施設がいいのか、様々な観点から検討しながら、民間からの御提案、また民間資金が入るような形のPFI関係も検討していくべきではないかと考えております。

○議長（湯淺正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 先ほど答弁がありましたように、商売を兼ねたそういった商業施設にするということも一つの手と思いますが、商業施設の建物をつくった場合、何年かして、負の遺産になったときがまた困ると思うんです。そういったことを考えたとき、一戸建てをつくった場合は40、50年ずっと居住されると思われれます。商業施設にした場合、やはり商売は難しく、明日が分からないようなこともたくさんあるわけでございますが、そういったとき、負の遺産ができないかという危惧もしております。

そういったところで、先日の質問の中にも、TSMC大型新工場の建設に関して宅地の整備などを市のほうも考えていると新聞紙上でも掲載されておりましたが、この温泉を利用して、阿蘇市の特性を活かした方策を考えたらどうかということで提案しますが、ここは泉源があり、温泉を利用した分譲地として、こちらから大津町、菊陽町に流れるのではなくて、菊陽町、大津町あたりの人たちを温泉付き分譲住宅地として呼び込んで、阿蘇市の活性化にならないかなと思っておりますが、課長、漠然とした想定ですが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今御質問がありましたTSMC関係についても、今後ここで仕事をされる方、またそこに就職される方等々の居住地ということで市としても努力していきたいと考えております。大津町、菊陽町には泉源付きの宅地というのは非常に少ないという形になりますので、今御提案がありました阿蘇の特性を活かした泉源付きの住宅というのは一つの案かと思っております。ただ、その案だけで固まってしまうと、いろいろな部分、様々な分野からも検討していくべきではないかと思っておりますので、一つの案として面白いのではないかと考えております。

○議長（湯淺正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 課長、そのあたりを精査していただき、いい居住空間をつくるような案を練っていただきたいと思っております。ありがとうございます。

阿蘇市にも優良市有地が数多くあるわけでございますが、建物が残っているために跡地の利活用が進まないのが今回の調査で少し分かったような気がします。そこで、経費がたくさんかかるということで過疎債を利用するのも一つの手かなと思って質問するわけですが、今回、旧阿蘇町も過疎地域に指定されましたが、指定された要件について、また過疎対策事業適用条件などがあると思っておりますが、担当課にお伺いいたします。財政課長、お願いします。

○議長（湯淺正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） お答えいたします。

既存施設の解体工事に係る地方債の考え方といたしまして、地方債同意等基準運用要綱というものがございます。その中で、原則、既存建物を撤去しなければ施設の新增築ができない場合など、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合におきましては、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象となるとの運用基準がございます。つまり建物解体と一体、セットとしての利用であるということがまず前提となります。これは過疎債につきましても同様の基準が適用されますけれども、今回の御提案は宅地分譲とい

うことでございますので、当然売却益も想定されますし、過疎債につきましては国の配分額も限られております。また、阿蘇市の過疎地域持続的発展計画に位置づけられていることなど様々な要件がございますので、個別事案ごとに適債性を判断するという形になってくるかと思えます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 過疎地域に指定されると国からの財政支援や過疎地域等自立活性化推進交付金の申請が可能になり、より有利な地方債である過疎対策事業債も活用されると聞きました。課長の答弁で少し勉強しないと、今聞いたばかりでは分からないようなことがあります。要はひのくに会館の解体工事や分譲計画事業に適用できないかという質問をしたいわけでございますが、答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 過疎債につきましては、事業費に対して充当率 100%、交付税措置として 70%の国の財政措置がございます。宅地分譲について過疎債が活用できるかという部分については、詳細を確認した上で個別事案ごとに判断していく形になってくるかと思えます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 個別事案を確認した上、対象になるかならないか分からないということですね。分かりました。課長、ありがとうございました。

そういったことで、少し日の目があるのかなと今感じたわけでございます。ここで、今回、ひのくに会館を管理している内牧支所長にいろんなアドバイスをいただいたわけでございます。この地域は、生活環境が整った、移住・定住に向けた最適な場所だと思えますが、これを管理して、草刈り等も立派にできておりました。昨日行った感じでは、立派な管理運営をされておりました。そこで、この景観や生活環境が整ったところのひのくに会館跡地をどう思われているか。自分がそこに移住・定住した場合、利便性もいいということで、その辺の考えとか見解があればお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 内牧支所長。

○内牧支所長（加来隆浩君） 今の質問にお答えいたします。

旧ひのくに会館跡地につきましては、先ほどから御意見がありますとおり、私も内牧支所、図書館及び学校などの公共施設等に隣接しておりまして、そのほかにも、例えば医療機関であるとか介護施設も整った内牧の中心地にあると私も思っております。そのため、今まで議論がありましたように、定住化でありますとか、まちづくりを含めた形で展開するには非常に好条件にあると認識をしております。そのため、こういうふうに関心する方から議論をしていただく中で、また課題を共有していけば、いろいろなアイデアが生まれてくると私も思います。その具体的な例が、今、まちづくり課長が申し上げました P F I であるとか、そういった官民連携の方策が生まれてくるのではないかと考えております。ただ、議員がおっしゃいました分譲地につきましては、最初の費用であるとか、そういった細かな数字をもう一度見直していったほうがいいんじゃないかと思えますので、例えば既存の公有地の検討委員

会、こういった中で改めて議論等をいたしまして、その結果をもちまして、議員の皆様にもお示しをした後に、またこのお話を進めていくかどうか決めていったほうがいいのではないかと感じているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 支所長、ありがとうございました。いろいろアドバイスをいただきまして、定住化に対するこの土地の利活用ということでいろいろお伺いしたところでございます。

また、3 番目にひのくに会館に特化した検討委員会の立ち上げをしたかどうかということで質問するわけですが、以前、市長の答弁でも1人より3人、3人よりも10人ということで多くの人から意見を聞いたほうがいろんなアイデアも湧いてくるとおっしゃっておられますので、公有地の活用に伴う検討委員会といった、全体的なものではなく、ひのくに会館に特化した検討委員会、地域住民の代表者などを交えた検討委員会を立ち上げたらどうかと思います。この委員会の所管事務に調査検討に関することを明記すれば、施設の解体費用についても調査費用として予算計上することもでき、私が提案したことに関しても具体的に議論ができるのではないかと思います。政策防災課長にこの会館に特化した検討委員会の立ち上げはできないかということをお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） ひのくに会館に特化した検討委員会ということでございますが、先ほど私が発言した答弁と重複しますが、利活用検討委員会におきましては、ひのくに会館につきまして、これまで何度も協議検討がなされてきたわけですが、結果的に諸事情、災害等で結論等には至っておりません。そういった中、この利活用検討委員会はもとより、将来の阿蘇市にとって最善で、かつあの辺の財産等も踏まえ有益となるようなものを、時期を見て判断するのがベストであるということで考えております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 時期を見て判断して、検討委員会を立ち上げるということでございます。これを前向きに検討委員会を立ち上げて精査していただきたいと思っております。課長、ありがとうございました。

最後になります。ひのくに会館は、東日本大震災の被災者に対する支援事業を目的として購入しましたが、あれから10年以上経過しております。その役目を終えたものだと思いますが、これからの利活用次第では新しく生まれ変わる地域だと思います。ここで、市長に見解を伺いたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ただ今の質問でありますけれども、菅議員がおっしゃるとおり、せっかくの施設でもあるし、それが地域の発展のためになることであればという私見をお伺いさせていただき、ごもつともであるということも思っております。一方では、私どももそれぞれ担当がお答えをさせていただきましたけれども、そういう方向性があるということは御認識をいただいたものだと思っております。とにかく被災者支援ということで手にしたもの

でありますけれども、翌年度に九州北部豪雨災害、さあ、いよいよ終わろうとしていて、今から頑張るぞと、この会館も何とかしなければいけないなと思っていた矢先に熊本地震があり、その熊本地震もほぼ落ち着きつつあるかなと思いましたが、御承知のような、またコロナという災害で前に進まないという状態でもありますし、特にコロナの感染症によって日本全国あるいは世界においていろんなところが足踏み状態であり、後手後手に回りながら、とにかく健康と命を大事にしていくか、そちらのほうに向いていたものだと思っております。そんな状態でありますけれども、ようやくワクチンもできましたし、薬の対処もできるということで明るい兆しが見えてきております。せっかくいただいた御提案でもありますし、しばらくの間滞っておりました遊休地の処分の方向性について、しっかりとこれからは内部において検討しながら、民間資本を活用したところのいかに市の利益や発展につながっていくのか、そこが一番大事だと思いますので、その方向性をしっかり取り組み、また示していきたいと、そんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 12時になりましたが、10番議員、菅敏徳君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行いたします。

菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 市長、答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ひのくに会館跡地はここで締めさせていただきます。

質問の要旨の1番、通学路の安全確保、また阿蘇市の小中学校通学路の危険箇所の対応ということで準備しておりましたが、時間が足りないようでございますので、この件につきましては、後日質問したいと思います。私は、内牧小学校の周辺の整備をしていただきたいということで今回通告していたわけでございますが、諸般の報告でもありました通学路の交通安全の確保は、道路管理者、阿蘇警察署、学校関係者が連携して、学校がリストアップした危険箇所をもとに通学路合同点検を実施したということであります。また、点検後の検討結果、必要な事業化など、一層安全確保に努めるということで書いてありますので、検証の結果などを含めて、次回に質問させていただきたいと思っております。

それでは、保護者による送迎時の安全確保ということでお伺いいたします。これは教育課になるかと思いますが、先の一般質問の中で、保護者による送迎に関しての安全確保するためのルールづくりを先生や保護者、行政と話し合うということでございました。このようなルールづくりはできたのか、お伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

送迎時の保護者の安全確保ということで、基本的には児童生徒の安全面を考慮して、通学路での交通事故や犯罪を防止するために必要な交通規則、道路標識の設置対策が行われている中で、地域の実情を勘案し各学校と保護者でルールを決めております。特に市議が御質問

されておりますが、内牧小学校のルールということで、朝になります、安全確保のために1区の公民館を借用しております。朝の時間を決めて、そこで降ろしていただいて、登校させるという現状でございます。そういうことを保護者に通知して行っております。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 先日、小学校の保護者と送迎について話すことができました。本人が言われるのは、朝7時半から8時半まで学校周辺の道路が車両通行止めになりますが、この日は雨風が非常に強かったので、早めに送迎したということでございました。子どもさんを降ろしたとき、強風であおられ、隣接する側溝に落ちかかった。というのが、小学校1年生ということで体重も軽いですよね。強い雨風のときに、やっぱりそういった事故が起きるのかなと思ったわけでございます。また、非常に雨の日は送迎する保護者が大変多くございます。また、あの周辺は7時半から8時半まで進入禁止になるわけですが、進入禁止区域以外で子どもさんを降ろして、そして子どもさんは学校に行くわけですよね。その間、道のりが長いものだから、やっぱり雨に濡れて教室に入るようなこともしばしばあったようでございます。そういったいろんな体験談を交えた話合いとかをされたら、より効果的に問題解決ができるのではないかと考えておりますので、その点、要望しておきます。何か答弁があれば。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 特別な場合においては、前回もありましたが、住環境課に行政財産使用の許可ということで、学校職員と保護者、それから学校行事等で番出の市有地を使わせてくださいということにしておりますので、そういう部分において臨機応変に対応させていただいています。今後、雨風の場合も含め学校運営協議会等で協議してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 課長、ありがとうございます。

このような子どもたちが困っているところがあるということで、いろんな質問をしたかったわけでございますが、時間が足りなくなりました。今日、御答弁いただきました部課長さんには本当にありがとうございました。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 10番議員、菅敏徳君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。続行しますか。

〔「続行」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） では、続行いたします。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」、議題と

いたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案があります。

お諮りいたします。議員発議 1 件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議員発議 1 件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただ今、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 1 発議第 2 号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 1、発議第 2 号「阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（本山英二君） それでは、お配りしております発議第 2 号を御覧ください。発議第 2 号。令和 3 年 12 月 10 日。

提出者につきましては、谷崎利浩議員、立石昭夫議員、森元秀一議員でございます。

阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出しますということでございます。

めくっていただきまして、2 ページです。阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

阿蘇市議会議員定数条例の一部を次のように改正するというので、次の 3 ページに新旧対照表がありますとおり、改正前、現在定数「20 人」でございますが、左側の改正後とい

うことで2人減の「18人」に改めるものでございます。

なお、附則としまして、2ページの最後に書いてあります。この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される本市議会議員の一般選挙から適用するというところでございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それでは、発議第2号、提出者の提案理由の説明を行います。

阿蘇市議会議員の定数については、議会活性化特別委員会における調査により削減の方向性が示されておりますので、この結果を踏襲し、議員定数を18人とする改正議案を提出いたします。

戦後、民主主義の成果である地方議会は、一定の議員数を確保し、民主主義を担保すべき立場にあります。当市議会においては、当時自治法に定められた26人に対して、行政改革として合併時の44人を大幅に削減し、現在20人となっておりますが、さらなる人口減少に伴い、経費削減が必要である状況となっております。

反面、市議会は、国、県と違い、日常において、市民と直接接する立場にあり、住民の声を満遍なく市政に届けるためには、議員不在地区を急激に増やすべきではありません。さらに、効率よく円滑な委員会運営を維持するためには、3委員会で各6人体制が最良の選択であると思われまます。これらのことにより、次期改選時から議員定数を現行の20人から、2人減の18人とすべきであると考えます。

議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田でございます。

発議第2号に対する反対の立場で討論をいたします。

12月10日に議員定数4減となる16人を定数とした議員発議をさせていただきましたが、惜しくも結果は9対10ということで否決をされました。今の提案理由にもありましたが、その際の反対討論に、阿蘇市の面積の問題で議員が不在となる地域が出てくる、また委員会構成に関して支障を来すなどの発言がなされました。

阿蘇市の現状としても、西部地域には議員の方はおられません。ほかの地域の議員がカバーをして、インフラ整備なども含めた行政業務などに関し、大きな問題が発生したなどの意見は聞いておりません。また、委員会構成については、阿蘇市との人口規模、また財政規模

等も近い上天草市においての委員会構成は同じく3つであります。しかしながら、上天草市では5人ずつの議員で構成をされております。

私は、たとえ委員数が少数であっても、少数精鋭、切磋琢磨しながら調査研究に精一杯取り組む議員でありたいと思っているところでございます。何よりも前回無投票という現状を目の当たりにした市民の方々の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思っております。私は、16人が妥当であるという気持ちは変わりません。よって、現段階では定数18人案には容認はできません。こういったことから反対の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

私は、18人に賛成の立場で討論をいたします。

前日の際も申し上げましたが、先ほど提案理由の説明がありましたとおり、やはり住民の皆さんの意見を反映できる環境を著しく損なわないように、そして常任委員会を円滑に運営できる体制を考慮するという立場から18名が妥当だということで賛成をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第2号について採決をいたします。

反対討論がありましたので、発議第2号は起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立は10名で、起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、追加議案の審査が終わりました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、令和3年第4回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

着座のままで失礼いたします。令和3年第4回阿蘇市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、11月26日開会以来、本日まで19日間にわたり、提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

また、会期中、新型コロナウイルス感染症対応での議会運営に終始御協力をいただきました議員並びに執行部各位の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

終わりにになりましたが、阿蘇地域もこれから一層寒さが厳しくなります。皆様方にはくれぐれも自重、自愛くださいまして、無事御家族とともにすがすがしい新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

以上をもちまして、令和3年第4回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。お世話になりました。ありがとうございました。

午後0時23分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 3 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員